

商品概要説明書 【新スーパー元気350定期預金】

平成30年4月16日現在

1. 商品名	・新スーパー元気350定期預金
2. 販売対象	・当金庫で国民年金・厚生年金・共済年金のいずれかをお受け取りのお客さま (本定期預金の取扱いは年金受取口座の開設店に限ります。)
3. 期間	・1年 ・預入時のお申し出により自動継続(元金継続型)の取扱いができます。
4. 預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・一括預入 ・1万円以上350万円以下 (新スーパー元気350定期預金を既にお預入れいただいている[同時申込を含みます。]場合は、既存預入金額と今回の預入金額の合計で350万円以内とします。) ・スーパー・ファイブ定期預金を既にお預入れいただいている場合は、同定期預金と新スーパー元気350定期預金を全て合算して500万円以内とします。なお、スーパー・ファイブ定期預金は、平成28年3月31日をもって新規の取扱いを終了しています。 ・1円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します。
6. 利息 (1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法	・固定金利 ・自動継続後の利率は、継続日における新スーパー元気350定期預金の利率を適用します。ただし、継続日に当金庫で国民年金、厚生年金または共済年金のいずれかを受給中であることを確認できないときは、継続日における1年ものの自由金利型定期預金(M型)の店頭表示利率を適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
7. 税金	・利息には20.315% (国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 (ただし、マル優をご利用の場合は除きます。) *平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間にお受取りになる利息等には「復興特別所得税(国税15%×2.1% → 0.315%)」が課税されます。
8. 手数料	—————
9. 付加できる 特約事項	・マル優(障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)をご利用できます。 (マル優の対象条件等は法令の定めによります。)
10. 期限前解約 時の取扱	・原則として満期日前に解約することはできません。やむを得ない事情で満期日前に解約する場合は、預入期間に応じた期限前解約利率(詳しくは 「自由金利型定期預金(M型)及び変動金利定期預金の期限前解約利率」 をご覧ください。)及び預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに払戻します。
11. 金利情報の 入手方法	・金利は当金庫ホームページの 「定期預金のおすすめ商品」 をご覧ください。または、窓口へお問い合わせください。
12. 預金保険の 適用	・預金保険制度の対象預金です。1預金者あたり決済用預金以外の対象預金の合計で元本1,000万円までとその利息が保護されます。

<p>13. 苦情処理措置 ・紛争解決措置</p>	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日（土・日・祝日及び12/31～1/3を除く）に営業店またはリスク統括部（午前9時～午後5時、電話番号：0120-119-034）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話番号：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話番号：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話番号：03-3581-2249）、神奈川県弁護士会（電話番号：045-211-7716）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは当金庫営業日（土・日・祝日及び12/31～1/3を除く）に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所（午前9時～午後5時、電話番号：03-3517-5825）、関東地区しんきん相談所（午前9時～午後5時、電話番号：03-5524-5671）にお申し出ください。</p> <p>また、お客さまから、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、上記リスク統括部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
<p>14. その他参考となるべき事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・この定期預金は、当金庫で年金を受給されているお客さまのために、1年ものの自由金利型定期預金(M型)〔単利型〕または1年ものの自動継続自由金利型定期預金(M型)〔単利型〕の利率を優遇した商品でございます。 ・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・総合口座の担保とすることはできません。 ・取扱期間は店頭掲示のポスターをご覧ください。 ・金融情勢の変化等により、適用金利は予告なく変更することがあります。

川崎信用金庫